

報道発表



岩手県記者クラブ同時配布

平成20年5月23日

文化庁

「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」の世界遺産一覧表への記載 推薦に関する国際記念物遺跡会議(イコモス)の評価結果及び勧告について (第二報)

1 経緯

- (1) ユネスコの世界遺産一覧表記載に向けては、世界遺産暫定一覧表に記載されたものの中から、各締約国が記載推薦を行い、国際記念物遺跡会議(ICOMOS:イコモス)による審査を経て、世界遺産委員会において記載の可否が決定される。
- (2) 「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」(所在地:岩手県)の記載推薦に係るこれまでの経緯:

平成13年 4月6日 我が国の世界遺産暫定一覧表に記載

平成18年12月26日 ユネスコに記載推薦書を提出

平成19年 8月26～30日 イコモスから派遣された専門家による現地調査

平成20年 5月23日 イコモスによる評価結果及び勧告の通知

- (3) 今般、イコモスの評価結果及び勧告が、ユネスコ世界遺産センターを経由して通知された。

2 イコモスの評価結果及び勧告の内容

<要旨>

「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」については、世界遺産一覧表に記載される資産が有すべき「顕著な普遍的価値」の証明等との関係で、イコモスの評価結果が示され、「記載延期」との勧告がなされた。

<指摘を受けた主な事項>

- 世界遺産にふさわしい「顕著な普遍的価値」の証明について
 - ・ 失われた12世紀の平泉の文化的伝統の存在を伝承する物証であることの証明
 - ・ 浄土世界を表現した12世紀の寺院建築や庭園など、傑出した空間造形の見本であることの証明
 - ・ 骨寺村荘園遺跡と農村景観が世界的にも比類のない土地利用形態を表し、極めて良好な農村の文化的景観であることの証明
 - ・ 平泉の基調を成した浄土思想が世界的意義を持つことの証明
- 比較研究についての指摘
- 推薦資産の範囲についての指摘
- 構成資産と緩衝地帯との関係についての指摘

※イコモスの評価結果における上記指摘事項の内容については別紙のとおり。

3 今後の予定

(1) 第32回世界遺産委員会(平成20年7月2日～7月10日、於：カナダ)

第32回世界遺産委員会において、イコモスの勧告を踏まえ、「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」を含む各締約国からの推薦物件の記載の可否が決定される。

世界遺産委員会の決議は、次の4区分で示される。

- ① 記載(Inscription)：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral)：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。最も早ければ、平成21年の2月1日までに追加情報を提出し、平成21年6月頃の世界遺産委員会の審議を受けることが可能。
- ③ 記載延期(Deferral)：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。最も早ければ、平成21年2月1日までに推薦書を再提出し、平成22年6月頃の世界遺産委員会の審議を受けることが可能。
- ④ 不記載決議(Decision not to inscribe)：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

今般、イコモスから示された勧告においては、各推薦物件について、上記4区分のうち、いずれに該当するのかという点について明示して勧告している。これが、世界遺産委員会の場で議論の上、イコモス勧告とは異なる決議がなされた例も過去にある。

なお、世界遺産の総数は、現在851件となっており、ユネスコでは、管理可能な規模とするため、新規記載遺産数を極力抑制する傾向にある。このような傾向は今後さらに強まる傾向になり、審査は一層厳しさを増すことが予想される。

(2) 世界遺産委員会に向けた対応方針

「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」について、イコモスから「顕著な普遍的価値」の証明等との関係で様々な指摘を受け、「記載延期」の勧告を受けた。

今後、その理由について、文化庁を中心に分析を行った上で、7月の第32回世界遺産委員会に向けて、外務省と連携しつつ、世界遺産委員会を構成している委員国関係者等の理解が得られるよう努めてまいりたい。

照会先：文化庁文化財部記念物課

課長 内藤 敏也(内線2873)

課長補佐 柿澤 雄二(内線2874)

主任調査官 本中 真(内線2881)

専門職 山名 和也(内線2877)

代表 03(5253)4111 直通 03(6734)2876

イコモスからの主な指摘の概略

① 世界遺産にふさわしい「顕著な普遍的価値」の証明(失われた12世紀の平泉の文化的伝統の存在を伝承する物証であることの証明)についての指摘

推薦書では、「12世紀の末期に、平泉は奥州藤原氏の滅亡により日本の北方領域における政治・行政上の拠点としての機能を停止し、その後の開発による大規模な変容を受けることなく、往時の様相を語る上で不可欠の諸要素を良好な状態で遺存させた」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「平泉の全体の配置と庭園群との間における浄土思想との関連性が、『失われた文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として稀有の存在』であることを十分に証明しきれていない」と指摘。

② 世界遺産にふさわしい「顕著な普遍的価値」の証明(浄土世界を表現した12世紀の寺院建築や庭園など、傑出した空間造形の見本であることの証明)についての指摘

推薦書では、「平泉には、自然地形と環境を存分に活かして、日本独特の意匠・技術を用いて浄土世界を表現した寺院建築や庭園など、傑出した空間造形の作品群が生まれた」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「平泉の景観(landscape)が、『人類の歴史上の重要な段階を物語る見本』であることを十分に証明しきれていない」と指摘。

③ 世界遺産にふさわしい「顕著な普遍的価値」の証明(骨寺村莊園遺跡と農村景観が、世界的にも比類のない土地利用形態を表し、極めて良好な農村の文化的景観であることの証明)についての指摘

推薦書では、「中尊寺経蔵の別当領としての骨寺村莊園遺跡と農村景観は、14世紀に描かれた絵図との照合が可能な世界的にも比類のない土地利用形態を表し、小盆地に水田耕作と農家・寺社が孤立分散する村落の居住の形態が、近世・近代を通じて大きな変化を受けることなく緩やかな発展を遂げた極めて良好な農村の文化的景観である」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「莊園(農村景観)が、『人間とその環境の相互作用の例外的な事例』であることを十分に証明しきれていない」とし、「莊園(農村景観)の地域は、中尊寺経蔵に関係してはいるが、その空間配置に浄土思想が反映されていることを十分に証明しきれていない」と指摘。

④ 世界遺産にふさわしい「顕著な普遍的価値」の証明(平泉の基調を成した浄土思想が世界的意義を持つことの証明)についての指摘

推薦書では、「平泉が日本の北方領域における政治・行政上の拠点として形成される過程で、精神的基調を成したのは浄土思想であり、平泉文化の重要な核心を担った」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「史料等により、平泉と浄土思想との関連性が国家的な重要性を越えるものであることを十分に証明しきれていない」と指摘。

⑤ 比較研究についての指摘

推薦書では、「平泉の顕著な普遍的価値は、日本のみならずアジア・太平洋地域における同種遺産との比較検討を通じて明白である」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「比較研究は、推薦資産の世界遺産一覧表への記載を検討するのに十分でない」と指摘。

⑥ 推薦資産の範囲についての指摘

推薦書では、「平泉の9つの構成資産は、すべて12世紀の北方領域において浄土思想を基調として完成した政治・行政上の拠点の諸要素として不可欠である」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「浄土思想の観点からの推薦資産の範囲について再検討が必要」と指摘。

⑦ 構成資産と緩衝地帯との関係についての指摘

推薦書では、「平泉では、自然の地形を存分に活かしつつ、浄土思想に基づき完成された政治・行政上の諸施設とその周辺の農村が比較的小規模な空間に濃密に展開し、総じて浄土思想を基調とする良好で優秀な文化的景観が形成された」としているが、

⇒ イコモスの評価結果においては、「推薦資産は、個々の構成資産間の空間的繋がりを含む文化的景観の総体というよりも、個々の構成資産に限定されており、推薦資産の主題と推薦資産・緩衝地帯の区分の在り方との関係について整理が不十分」と指摘。

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

（1）条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

（2）経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50（1975）年 条約発効

平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成19（2007）年11月現在、締結国数185カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産委員会の動向

- ① 世界遺産の総数が、平成19年7月現在、851件（文化遺産660件、自然遺産166件、複合遺産25件）となっている。
- ② このため、世界遺産委員会では、管理可能な規模とするために、各年における新規の記載遺産数を極力抑制する施策がとられている。
- ③ このような傾向はさらに強まる傾向にあり、記載の審議は厳しさを増している。

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産11件、自然遺産3件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	自然
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	"	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	嚴島神社	広島県	4年	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	19年7月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産8件、自然遺産1件）

【文化遺産】

〔平成4年〕

- ・「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ・「彦根城」（滋賀県）

〔平成13年〕

- ・「平泉の文化遺産」（岩手県） ※平成18年12月に推薦書提出済み

〔平成19年〕

- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」（群馬県）
- ・「富士山」（静岡県・山梨県）
- ・「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）
- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県）
- ・「国立西洋美術館本館」（東京都） ※平成20年2月に推薦書提出済み

【自然遺産】

〔平成19年〕

- ・「小笠原諸島」（東京都）

「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」の世界遺産推薦について

1. 名 称

平泉—浄土思想を基調とする文化的景観

(Hiraizumi—Cultural Landscape associated with Pure Land Buddhist Cosmology)

2. 概 要

平泉は、本州北部における東北地方のほぼ中央に位置し、岩手県に所在する。平泉は、12世紀に、奥州藤原氏により浄土思想を基調として完成された日本の北方領域における政治・行政上の拠点である。自然地形に順応して造られた施設とその周辺の農村は、地下に完全な状態で遺存している考古学的遺跡を含め、良好な文化的景観を形成している。特にその構成要素である寺院建築や庭園群は、浄土の世界を具現化した空間造形の傑作であり、その背景を成した精神性は、宗教儀礼・行事を通じて現在にも確実に継承されている。

3. 遺産の種別

文化遺産 記念工作物・遺跡（文化的景観を含む）

4. 所在地

岩手県平泉町・奥州市・一関市

5. 資産の範囲（別図参照）

推薦資産は、6に掲げる9資産から構成されている。9つの構成資産については、文化財保護法に基づき、国宝1件・重要文化財5件、特別史跡3件・史跡4件・特別名勝1件・名勝1件が指定され、重要文化的景観1件が選定されている。

6. 資産及び緩衝地帯の面積

各資産及びその緩衝地帯の面積、資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積は、以下に記すとおりである。

No.	資産名	資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)	合計 (ha)
1	中尊寺	137.4	7,802.0	8,003.2
2	毛越寺	29.4		
3	無量光院跡	3.9		
4	金鷲山	7.5		
5	柳之御所遺跡	10.5		
6	達谷窟	5.1		
7	白鳥館遺跡	3.6		
8	長者ヶ原廃寺跡	3.8		
9	骨寺村莊園遺跡と農村景観	349.9	411.1	761.0
	合計	551.1	8,213.1	8,764.2

7. 構成資産の内容

平泉の構成資産は、政治・行政上の拠点とその周辺に及ぶ9資産から成る。
政治・行政上の拠点を構成する資産としては、中尊寺・毛越寺・無量光院跡・金鶏山・柳之御所遺跡がある。さらに、その拠点と密接に関連して周辺の地域を構成する資産には、達谷窟・白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・骨寺村莊園遺跡がある。

中尊寺 初代清衡が12世紀初めから四半世紀をかけて造営した寺院である。境内には、国宝建造物1件と重要文化財建造物5件がある。特に中尊寺金色堂は、蒔絵・螺鈿など日本の漆芸・金工の粋を極めた12世紀の建築物で、今もなお奥州藤原氏三代の遺体と四代の首級がミイラとなって納められている。

毛越寺 二代基衡が12世紀中頃に造営した寺院である。境内には、毛越寺庭園・旧觀自在王院庭園が含まれ、政治・行政上の拠点としての範囲を示す東西南北には、周辺との境界認識を示す鎮守社が設けられていた。

無量光院跡 三代秀衡が12世紀後半に建立した寺院である。宇治の平等院を模して造られたとされているが、金鶏山を背後に擁し、西方極楽浄土の世界を表わした空間造形は、浄土庭園の最高の発展形態を示している。

金鶏山 標高98.6mの山で、山頂に經塚が設けられていた。浄土思想に基づいて完成された政治・行政上の拠点である平泉の空間設計の基準となった信仰の山である。

柳之御所遺跡 奥州藤原氏の政庁「平泉館」に比定され、政治・行政の中心的な施設であったことを示す地下遺構や豊富な遺物が良好に残されている。

達谷窟 平泉の西方に当たり、奥大道上の陸上交通の要衝地に造られた寺院で、境内には磨崖仏がある。

白鳥館遺跡 平泉の北方にある北上川交通の要衝地に位置している城館跡である。奥州藤原氏に先行する安倍氏に係わる伝承を持ち、中世城館の特徴を良く表している。

長者ヶ原廃寺跡 12世紀、北方領域における政治・行政上の拠点が平泉に形成される歴史的な背景を物語る寺院跡とみなされている。

骨寺村莊園遺跡と農村景観 かつて骨寺村と称された本寺地区は、平泉の中心的な寺院である中尊寺の莊園が営まれ、14世紀の絵図に描かれた中世の農村の基本的な土地利用形態と居住形態を彷彿とさせる農村の良好な文化的景観が現在に継承されてきた。

8. 平泉の文化遺産の価値

以下に示すとおり、本資産は世界遺産の登録基準の iii)、iv)、v)、vi) の観点から評価が可能である。

iii) 奥州藤原氏は11世紀末期から12世紀にかけての約100年の間に、水陸交通の要衝の地であった平泉において、変化に富んだ自然の地形を存分に活かしつつ、浄土思想に基づき独特の政治・行政上の拠点を完成させた。その基盤には、周辺地域における豊かな産金をはじめ、東南アジアから中国・沿海州及び北方海域にわたって広範囲に展開した文物の交流と、その結果蓄積した莫大な財力があった。奥州藤原氏の滅亡により平泉は日本の北方領域における政治・行政上の拠点とし

ての機能を停止し、その後の開発による大規模な変容を受けることなく、往時の様相を語る上で不可欠の諸要素を良好な状態で遺存させた。それらは、浄土思想に基づき自然と一体となって完成された政治・行政上の拠点とその周辺の良好な文化的景観を構成している。

iv) 平泉には、日本独特の意匠・技術を用いて浄土の世界を表現した寺院建築や庭園など、傑出した空間造形の作品群が生まれた。

特に中尊寺金色堂は、広く国内外との交流により収集された材料の下に、蒔絵・螺鈿など日本の高度な漆芸・金工技術を用いて完成された装飾の粹を成す建築であり、ミイラとなつた奥州藤原氏初代～三代（清衡・基衡・秀衡）の遺体と四代（やすひら）の首級を今もなお納めるなど、12世紀の浄土教建築のなかでも最も優れた意匠と精神上の特質を持つ作品である。

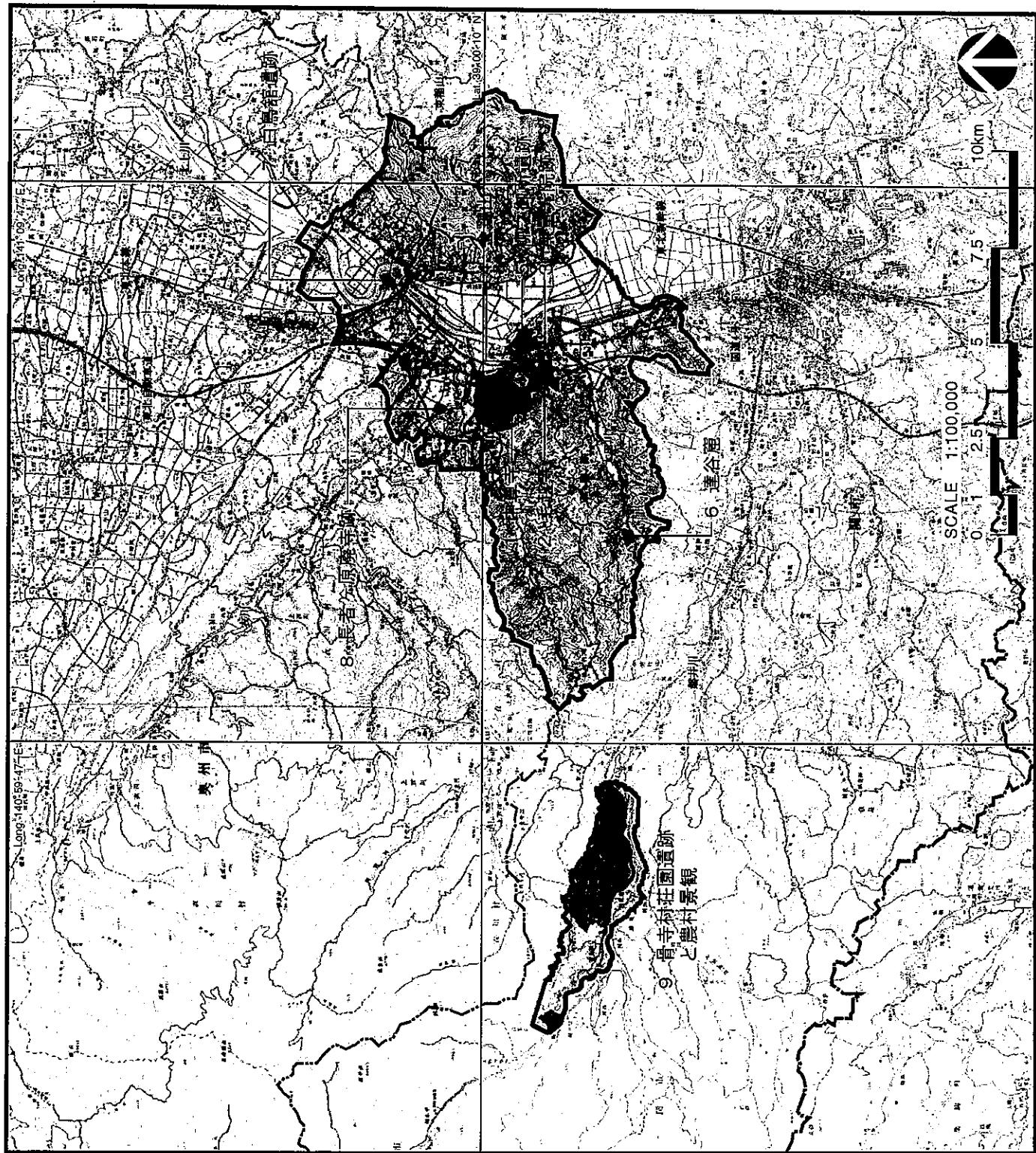
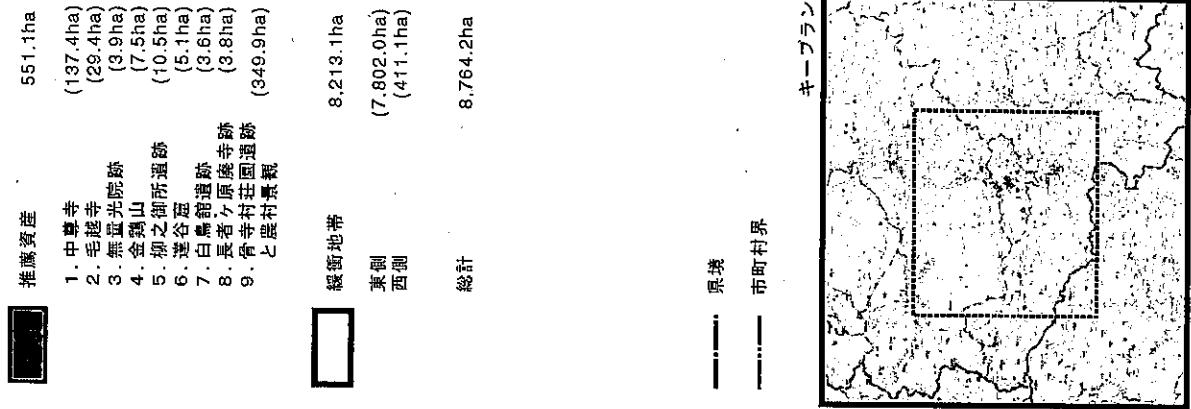
また、毛越寺庭園をはじめとする一群の浄土庭園は、いずれも11世紀から12世紀にかけて流行した末法思想を背景として、周囲の自然地形との緊密な関係の下に、様々な浄土の姿を表現した空間造形の傑作であり、同種の庭園のなかでも最高に発展した様式を含むのみならず、その歴史的な発展の過程を明瞭に示す点において貴重である。

v) 平泉の周辺地域に当たる骨寺村では、中尊寺経蔵別当領の莊園が置かれて以来、小盆地に水田耕作と農家・寺社が孤立分散する村落の居住の形態が、近世・近代を通じて大きな変化を受けることなく緩やかな発展を遂げ、極めて良好な農村の文化的景観として継承された。土地利用の基本形態や景観の特質を示す諸要素は14世紀に描かれた絵図との照合が可能であり、世界的に見ても比類のない価値を持つ。

vi) 平泉が日本の北方領域における政治・行政上の拠点として形成される過程で、その精神的基調を成したのは浄土思想であり、平泉文化の重要な核心を担った。また、奥州藤原氏4代の遺体及び首級がミイラとなって納められている中尊寺金色堂は、平泉の政治・行政上の拠点形成における精神上の起点となつたのみならず、現在においてもなお地域住民の精神的な拠り所となっている。加えて、平泉の文化的伝統は、毛越寺の延年や中尊寺の神事能などの宗教儀礼・行事をはじめ、奥州藤原氏や源義経などに関する多くの伝承、文学・芸術作品を通じて、後世の日本人の精神構造に多大な影響を与え、今日においても確実に継承されている。

APPENDIX 2 - a

各推薦資産及び緩衝地帯の位置及び自然・人文環境図



JAPAN/HIRAIKUMI

(参考)

最近の世界遺産委員会の審査状況

	2004年(第28回)	2005年(第29回)	2006年(第30回)	2007年(第31回)
審査件数	41	35	28	35
「記載」となった数	34	24	18	22
採択率	82%	68%	64%	63%

〈参考〉「記載」とならなかつたものの内訳

	2004年(第28回)	2005年(第29回)	2006年(第30回)	2007年(第31回)
記載とならなかつたものの数	7	11	10	13※
うち 情報照会	1	6	4	5
記載延期	5	3	5	7
不記載	1	2	1	0

※2007年(第31回)については、「2008年に登録」との結論となつた「ブレア・ビヒア寺院の神聖な遺跡」を含む。